

平成23年度入札事務の改正について

平成23年9月21日（水）以降の一般競争入札の公示及び指名競争入札の指名通知から、次のとおり改正して実施しますのでお知らせします。

1 最低制限価格の事後公表について

現行	改正後
公表はしていない	ホームページの入札執行結果一覧表に掲載

2 最低制限価格取扱要領の改正について

現行	改正後
※新設	<u>(最低制限価格の公表)</u> 第8条 最低制限価格を設定した入札があったときは、入札執行者は、その執行後において最低制限価格を公表するものとする。

3 入札心得の改正について

現行	改正後
※新設	11 異議の申立て <u>入札をした者は、入札後、図面、設計図書、仕様書及び関係書類並びに現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできません。</u>

※不明な点は入札前に確認

4 簡易型地域密着一般競争入札の告示文の修正について

現行	改正後
12 落札者の決定方法 (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を <u>落札者とする</u> 。ただし、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。	12 落札者の決定及び通知方法 (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を <u>落札候補者とし、落札を保留する</u> 。ただし、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を失格とする。

<p>(2) 入札回数は2回とし、2回で落札しない場合でも、真にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、随意契約は行わない。</p>	<p>(2) 入札回数は2回とし、2回で落札しない場合でも、真にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、随意契約は行わない。</p>
<p>※新設</p>	<p>(3) <u>入札終了後、速やかに入札参加資格要件の審査を行い、4に規定した入札参加資格を有すると認めた場合は、落札候補者を落札者と決定する。</u></p>
<p>※新設</p>	<p>(4) <u>落札候補者が、4に規定した入札参加資格を有していないと認めた場合は、次順位者から順次審査し、適格者が確認できるまで審査を行う。また、当該落札候補者に入札参加資格がなかった旨及び次順位者が落札した旨を入札参加者全員に通知する。</u></p>
<p>※新設</p>	<p>(5) <u>落札者には電話連絡する。また、入札結果を市ホームページに公表する。</u></p>
<p>16 その他</p> <p>(1) <u>開札の時に</u>おいて、4に規定する資格を有しない者のした入札、契約規則第54条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>	<p>16 その他</p> <p>(1) <u>入札後の入札資格審査要件の審査に</u>おいて、4に規定する資格を有しない者のした入札、契約規則第54条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。</p>